

3-4. 国民健康保険、後期高齢者医療保険に関する手続き

(1) 国民健康保険(74歳以下)の場合

手続き・必要なもの	届出人
▼国民健康保険葬祭費支給申請 ☐ 国民健康保険葬祭費支給申込書 ☐ 請求書兼支払金口座振替依頼書 ☐ 「葬儀代金の領収書」・「会葬礼状」のいずれか1点のコピー ※故人と喪主の氏名の記載があるもの ☐ 委任状 ※喪主名義以外の口座に振込む場合に必要 ☐ 喪主名義の口座番号等がわかるもの ※預金通帳等 ☐ 亡くなられた方の被保険者証 ※ない場合は不要 ☐ 喪主の本人確認書類 ※例：マイナンバーカード、運転免許証、パスポート等 ※郵送、オンラインでも手続き可能です。 ○郵送の場合：喪主の本人確認書類は、コピーを同封してください。 送付先：保険年金課給付係 ○オンラインの場合：二次元コードもしくはURLからアクセスし、必要事項を入力してください。 なお、喪主以外の口座に振込みを行う場合は、オンライン申請は利用できません。窓口か郵送でご申請ください。 URL:https://logoform.jp/form/6ibw/396943  ※喪主以外の方が来庁される場合：喪主の本人確認書類の代わりに来庁者の本人確認書類をお持ちください。 ▼国民健康保険被保険者証等の返還 医療機関等での精算完了後、返還してください。 ▼国民健康保険関係書類の送付先変更(住所地以外に書類送付希望の場合) ▼国民健康保険被保険者証等の世帯主変更(世帯内に国民健康保険加入者がいる場合)	喪主 問合せ先 国民健康保険葬祭費の申請 保険年金課給付係 (042-335-4044) E-mail:hokennenkin01@city.fuchu.tokyo.jp ※総合窓口課、東部出張所、西部出張所でも申請可能です。 葬祭費以外の手続き 保険年金課保険税係 (042-335-4055) E-mail:hokennenkin01@city.fuchu.tokyo.jp 期限 葬儀を行った日の翌日から2年以内 ※期限を過ぎると時効により支給できませんのでご注意ください。郵送で申請される場合は、市役所到着日が申請日になります。 その他 申請してから支給まで、約1～2ヶ月かかります。振込前に喪主宛てに「支給決定通知書」をお送りします。

MEMO

(2)後期高齢者医療保険(75歳以上及び一定の障害があり申請により認定を受けた65歳以上)の場合

手続き・必要なもの	届出人
▼後期高齢者医療保険葬祭費支給申請 ☐ 後期高齢者医療保険葬祭費支給申請書 ☐ 請求書兼支払口座振替依頼書 ☐ 「葬儀代金の領収書」・「葬儀代金の請求書」・「会葬礼状」のいずれか1点のコピー ※故人と喪主の氏名の記載があるもの ☐ 委任状 ※喪主名義以外の口座に振込む場合に必要 ☐ 喪主の印 ※朱肉で押印するもの ☐ 喪主名義の口座番号等がわかるもの ※預金通帳等 ☐ 亡くなられた方の被保険者証 ※ない場合は不要 ☐ 喪主(申請者)の本人確認書類 ※例:マイナンバーカード、運転免許証、パスポート等 ※郵送、オンラインでも手続き可能です。 ○郵送の場合:喪主の本人確認書類は、コピーを同封してください。 送付先:保険年金課後期高齢者医療係 ○オンラインの場合:二次元コードもしくはURLからアクセスし、必要事項を入力してください。 なお、喪主以外の口座に振込みを行う場合は、オンライン申請は利用できません。窓口か郵送でご申請ください。 URL:https://logoform.jp/form/6ibw/koukisousaihi ※喪主(申請者)以外の方が来庁される場合:喪主(申請者)の本人確認書類の代わりに来庁者の本人確認書類をお持ちください。 【注意事項】 後期高齢者医療保険料に未納があると、事前に納付相談をしていただく場合があります。保険料は、加入月数に応じてお支払いいただくようになります。詳しい通知を別途お送りしますのでご確認ください。 ▼後期高齢者医療保険被保険者証等の返還 医療機関等での精算完了後、返還してください。	喪主 問合せ先 保険年金課後期高齢者医療係 (042-335-4033) E-mail:hokennenkin01@city.fuchu.tokyo.jp 期限 葬儀を行った日の翌日から2年以内 ※期限を過ぎると時効により支給できませんのでご注意ください。郵送で申請される場合は、市役所到着日が申請日になります。 その他 申請してから支給まで、約1~2ヶ月かかります。振込前に喪主(申請者)宛てに「支給決定通知書」をお送りします。

MEMO

3-5. 年金に関する手続き

亡くなられた方や遺族の状況によって、年金や一時金等を請求できる可能性があります。また、お手続きの内容によって必要なものが異なり、年金事務所への確認が必要になります。なお、内容によって、市役所ではなく年金事務所でのお手続きをご案内する場合があります。

(1) 年金受給中の場合(国民年金・厚生年金)

手続き・必要なもの	届出人(請求者)
▼未支給年金の請求 亡くなられた時にまだ受け取っていない年金、亡くなられた日より後に振込まれた年金のうち、亡くなられた月分までの年金について、生計を同じくしていた遺族が受け取ることができます。 ☐ 亡くなられた方の年金証書 ※見当たらない場合は年金手帳や通知等でも可能です。 ☐ 亡くなられた方と請求者の続柄がわかる戸籍 ☐ 請求者の住民票 ※請求書に請求者の個人番号(マイナンバー)を記載いただいた場合は省略できます。 ☐ 亡くなられた方の住民票(除票) ※請求書に請求者の個人番号(マイナンバー)を記載いただいた場合は省略できます。 ☐ 生計同一に関する申立書 ※亡くなられた方と請求者の住所が同一でない場合に必要となります。 ☐ 請求者名義の振込先口座の通帳 ☐ 請求者の本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証、パスポート等) ▼死亡届 未支給年金請求をすることができる遺族がいない場合は死亡届が必要です。 ☐ 亡くなられた方の年金証書 ☐ 死亡診断書のコピー、除籍抄本、住民票(除票)のうちいずれか1通 ☐ 届出人の本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証、パスポート等)	＜未支給年金の請求者の順位と範囲＞ 年金を受けていた方が亡くなられた当時、その方と生計を同じくしていた①配偶者、②子、③父母、④孫、⑤祖父母、⑥兄弟姉妹、⑦その他3親等内の親族 ※先の順位の方が受けられる場合は、後の方は受けられません。 届出先・問合せ先 【届出先】 加入していた年金制度が国民年金のみ 請求者のお住まいの市区町村役場 厚生年金 請求者のお住まいの年金事務所 共済年金 所属の共済組合または年金事務所 【問合せ先】 ねんきんダイヤル(0570-05-1165) 管轄の年金事務所 府中年金事務所(042-361-1011) 保険年金課年金係(042-335-4066) E-mail: hokennenkin01@city.fuchu.tokyo.jp 期限 未支給年金の請求等： 亡くなられた日から5年以内 年金受給権者の死亡届： 亡くなられた日から14日以内

MEMO

(2) 国民年金加入者の場合（遺族基礎年金の請求）

手続き・必要なもの	届出人（請求者）
▼遺族基礎年金の請求 国民年金加入中の被保険者や被保険者であった方で、保険料納付済期間や保険料免除期間などを合算した期間が25年以上ある方が亡くなられたとき、その人によって生計を維持されていた「子のある配偶者」または「子」に、子が18歳に達した年度末まで（1級・2級の障害のある子の場合は20歳になるまで）支給されます。 ☐ 亡くなられた方の年金手帳（年金を受給している方は年金証書） ☐ 請求者の年金手帳または基礎年金番号通知書（年金を受給している方は年金証書） ☐ 亡くなられた方と請求者の続柄がわかる戸籍 ☐ 請求者の住民票 ※請求書に請求者の個人番号（マイナンバー）を記載いただいた場合は省略できます。 ☐ 亡くなられた方の住民票（除票） ※請求書に請求者の個人番号（マイナンバー）を記載いただいた場合は省略できます。 ☐ 生計同一関係に関する申立書 ※亡くなられた方と請求者の住所が同一でない場合に必要となります。 ☐ 請求者の所得証明書・課税（非課税）証明書 ※請求書に請求者の個人番号（マイナンバー）を記載いただいた場合は省略できます。 ☐ 在学証明書（高校生以上の在学の子の場合に必要） ☐ 死亡診断書のコピー ☐ 請求者名義の振込先口座の通帳 ☐ 請求者の本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証、パスポート等）	「亡くなられた方に生計を維持されていた子のある配偶者」、または「亡くなられた方に生計を維持されていた子」 届出先・問合せ先 【届出先】 請求者のお住まいの市区町村役場 請求者のお住まいの年金事務所 【問合せ先】 ねんきんダイヤル（0570-05-1165） 管轄の年金事務所 府中年金事務所（042-361-1011） 保険年金課年金係（042-335-4066） E-mail: hokennenkin01@city.fuchu.tokyo.jp 期限 亡くなられた日から5年以内

MEMO

(2) 国民年金加入者の場合（寡婦年金の請求）

手続き・必要なもの	届出人（請求者）
▼寡婦年金の請求 第1号被保険者として保険料を納めた期間（免除期間を含む）が10年以上ある夫が亡くなられたときに、10年以上継続して婚姻関係にあり、生計を維持されていた妻に対して60歳から65歳になるまでの間、支給されます。 ☐ 年金手帳または基礎年金番号通知書 ☐ 亡くなられた方と請求者の続柄がわかる戸籍 ☐ 請求者の住民票 ※請求書に請求者の個人番号（マイナンバー）を記載いただいた場合は省略できます。 ☐ 亡くなられた方の住民票（除票） ※請求書に請求者の個人番号（マイナンバー）を記載いただいた場合は省略できます。 ☐ 生計同一関係に関する申立書 ※亡くなられた方と請求者の住所が同一でない場合に必要となります。 ☐ 請求者の所得証明書・課税（非課税）証明書 ※請求書に請求者の個人番号（マイナンバー）を記載いただいた場合は省略できます。 ☐ 請求者名義の振込先口座の通帳 ☐ 請求者の本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証、パスポート等）	亡くなられた方に生計を維持されていた妻
	届出先・問合せ先
	【届出先】 請求者のお住まいの市区町村役場 請求者のお住まいの年金事務所 【問合せ先】 ねんきんダイヤル(0570-05-1165) 管轄の年金事務所 府中年金事務所(042-361-1011) 保険年金課年金係(042-335-4066) E-mail:hokennenkin01@city.fuchu.tokyo.jp
	期限
	亡くなられた日から5年以内

MEMO

(2) 国民年金加入者の場合（死亡一時金の請求）

手続き・必要なもの	届出人（請求者）
▼死亡一時金の請求 第1号被保険者として保険料納付期間が36月以上あり、老齢基礎年金や障害基礎年金等を受けずに亡くなられたとき、生計を同じくしていた遺族が受けられる一時金です。 ☐ 年金手帳または基礎年金番号通知書 ☐ 亡くなられた方と請求者の続柄がわかる戸籍 ☐ 請求者の住民票 ※請求書に請求者の個人番号（マイナンバー）を記載いただいた場合は省略できます。 ☐ 亡くなられた方の住民票（除票） ※請求書に請求者の個人番号（マイナンバー）を記載いただいた場合は省略できます。 ☐ 生計同一関係に関する申立書 ※亡くなられた方と請求者の住所が同一でない場合に必要となります。 ☐ 請求者名義の振込先口座の通帳 ☐ 請求者の本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証、パスポート等）	＜死亡一時金請求者の順位と範囲＞ 亡くなられた当時、その方と生計を同じくしていた①配偶者、②子、③父母、④孫、⑤祖父母、⑥兄弟姉妹 ※先の順位の方が受けられる場合は、後の方は受けられません。
	届出先・問合せ先 【届出先】 請求者のお住まいの市区町村役場 請求者のお住まいの年金事務所 【問合せ先】 ねんきんダイヤル（0570-05-1165） 管轄の年金事務所 府中年金事務所（042-361-1011） 保険年金課年金係（042-335-4066） E-mail: hokennenkin01@city.fuchu.tokyo.jp
	期限 亡くなられた日から2年以内

MEMO

(3) 厚生年金加入者の場合

手続き・必要なもの	問合せ先
▼遺族厚生年金の請求 厚生年金加入中の被保険者や被保険者であった方が亡くなられたときは、その人に生計維持されていた遺族に遺族厚生年金が支給される場合があります。詳しくは年金事務所へご相談ください。	ねんきんダイヤル(0570-05-1165) 管轄の年金事務所 府中年金事務所(042-361-1011) ※共済年金加入者は、所属の共済組合へ。

年金の問合せ先・相談窓口

窓口	電話番号
ねんきんダイヤル	電話：0570-05-1165 ※午前8時30分～午後5時15分(月曜日～金曜日) ただし月曜日(休日明けの初日)は午後7時まで ※第2土曜日：午前9時30分～午後4時
府中年金事務所	電話：042-361-1011 (代) 住所：府中市府中町2-12-2 ※午前8時30分～午後5時15分(月曜日～金曜日) ただし月曜日(休日明けの初日)は午後7時まで ※第2土曜日：午前9時30分～午後4時
保険年金課年金係	電話：042-335-4066 E-mail:hokennenkin01@city.fuchu.tokyo.jp

MEMO
